

# 住民税非課税世帯の皆様へ

## 限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)について

後期高齢者医療の被保険者で住民税非課税世帯の方が療養(入院・外来)を受ける場合に、減額認定証を被保険者証に添えて医療機関の窓口で提示することにより一部負担金限度額の適用及び入院時の食事代等が減額される証です。



### ■ 初めての方は申請手続きが必要

今までに減額認定証の申請をしたことがない方は窓口にて手続きをお願いします。申請した月の初日からの適用となります。

### ■ 以前からお持ちの方

今までに減額認定証の申請を行ったことがあり、交付された方へは、被保険者証に同封して減額認定証を郵送します。

### ■ 減額認定証に該当しない方

平成30年7月31日有効期限の減額認定証をお持ちの方であっても、平成30年度住民税課税世帯に属する方は該当しません。

### ■ 長期入院該当になる方は申請により食事代が減額されます。

\*適用区分欄に「区分Ⅱ」と表記されている方  
平成29年8月から平成30年7月の減額認定証(区分Ⅱ)に該当する期間のうち、入院日数が91日以上ある方は、申請することによりさらに食事代が減額されます。

医療機関が発行した直近3ヶ月分の領収書など入院日数が確認できるものが必要です。

### ■ 減額認定証が交付できない方

世帯に平成30年度所得未申告者がいる場合は、定期判定ができません。交付を希望される方は世帯員全員の申告が必要となります。

申請・お問い合わせ 福祉部 福祉保険課 後期高齢者医療係 ☎911-9163

## 西原町人材育成会へ



寄付額 10万円  
寄付者 石川酒造場  
(代表取締役社長 仲松 政治)

## ふるさとづくり寄付金



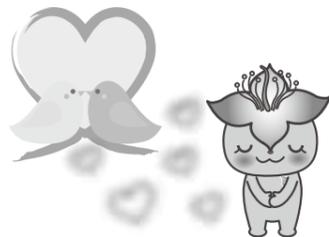
寄付額 100万円  
寄付者 (株)電装技研  
(代表取締役 渡慶次 道宏)



あたたかいお心遣いに、深く感謝申し上げます。



寄付額 5万円  
寄付者 西原町バスケットボール12個  
バスケットボール部へ  
(代表取締役 比屋根 和光 会長)



寄付額 5万円  
寄付者 株沖繩フライング  
(代表取締役 平良 興二)

# 限度額適用認定証の更新時期です!

現在お持ちの「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、平成30年7月31日です。8月以降も引き続き認定証が必要な方は、更新手続きをお願いします。

入院などで医療費が高額になりそうなときは忘れずに申請を!

対象者	必要なもの
・70歳未満の方 ・70歳以上75歳未満で住民税非課税世帯の方及び住民税課税世帯のうち「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」に該当する方 (平成30年8月より現役並み所得者の所得区分細分化・自己負担限度額の変更があります)	①対象者の国民健康保険証 ②窓口に来る方の印鑑(シャチハタ不可) ③世帯主と対象者のマイナンバーカード(顔写真入り)または、世帯主と対象者のマイナンバー通知カード(コピー可) ④窓口に来る方の顔写真付き本人確認書(免許証等)

◆世帯員に平成30年度所得未申告者がいる場合は区分判定ができないため、必ず住民税申告をお願いします。

お問い合わせ 福祉部 福祉保険課 国民健康保険係 ☎911-9163

## 平成31年度 西原町職員採用候補者試験について

### 1 職種、採用人員及び受験資格

職種区分	採用人員	資格 (※住所要件は表の下部に示しています)
一般事務職	初級	① 学校教育法による高等学校若しくは短期大学を卒業した者(平成31年3月卒業見込みの者を含む。)又はこれと同等の学力を有すると認められる者 ② 平成元年4月2日以降生まれの者
	上級	① 学校教育法による4年生大学を卒業した者(平成31年3月卒業見込みの者を含む。)又はこれと同等の学力を有すると認められる者 ② 昭和60年4月2日以降生まれの者
現業職	若干名	① 調理師免許取得者(平成31年3月末までに取得見込みの者を含む。)で、中型運転免許又は平成19年6月1日以前普通運転免許取得者(いずれもAT限定の免許取得者は除く。) ※ 運転免許関係についても、平成31年3月末までに取得見込みの者を含む。 ② 昭和53年4月2日以降生まれの者

※住所要件:平成30年6月16日以前に西原町に住居登録され、引続き住所を有する者(就学のため一時的に町外へ転出した者を含む。)

### 2 日時、場所等

**一次試験**  
平成30年9月16日(日)  
受付9:10~9:40・開始10:00  
沖縄キリスト教学院大学・短期大学(南棟)

**受付期間**  
平成30年8月6日(月)~  
平成30年8月17日(金)  
9:00~17:15(土日・祝日を除く)

### 申込方法

所定の申込書、所定の履歴書・自己紹介書(ホームページからダウンロード可)、受験票送付用の長形3号封筒(住所・氏名・郵便番号を記入の上、82円切手を貼ったもの)を総務部総務課へ提出してください。

※郵送での受付は、原則認めませんのでご了承ください。(代理申込可)  
 ※二次試験は、平成30年11月(2日間)に西原町役場で予定しています。  
 ※詳しくは西原町ホームページ(トップページ→新着情報)をご覧ください。



【お問い合わせ】総務部 総務課 職員係 ☎945-5011